

後期高齢者医療制度の 保険料が変わります



このたび、平成30・31年度の後期高齢者医療の保険料率が決定されました。また、国は低所得者に配慮しつつ、増大する社会保障費を抑えるため、保険料軽減の見直しを行いました。そこで今回は、これらの内容についてお知らせします。

2年ごとに

保険料率を見直し

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（一定の障害がある方は65歳以上）が加入する医療制度です。

運営主体は、道内全市町村で構成される北海道後期高齢者医療広域連合です。保険料率は法律により2年ごとに見直されることになっています。

1年に1回は 健康診査・歯科健康診査を受診 しましょう！

受診する際は、5月中旬に送付している健康診査・歯科健康診査受診券をご利用ください。費用の助成が受けられます。

なお、具体的な健診内容については、健康診査受診券をご覧ください。

7月に 新しい保険証を送付します

7月に新しい保険証（桃色）を加入者の方に送付します。保険証は1年ごとの更新で、更新のたびに色が変わります。また、対象の方には新しい限度額適用・標準負担額減額認定証（水色）も保険証とともに送付します。

なお、医療機関での自己負担割合は「一般」の方は1割、「現役並み所得」の方は3割です。

均等割軽減の見直し

均等割額が5割軽減となるか、2割軽減となるかを判定する世帯の所得金額が引き上げられたことにより、対象者の範囲が拡大されました。

【5割軽減】

世帯の加入者数に乗じる金額（下の囲みを参照）が、27万円から27万5000円に引き上げられました。

【2割軽減】

世帯の加入者数に乗じる金額（下の囲みを参照）が、49万円から50万円に引き上げられました。

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、これまで所得割はかからず、均等割の軽減割合が7割となっていました。

今回の見直しにより、この場合の均等割の軽減割合が5割（年額2万5102円）となります。

ただし、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割（年額5020円）または、

8・5割（年額7530円）に該当することがあります。

所得割軽減の廃止

これまで、所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割の軽減割合が2割となっていました。

今回の見直しにより廃止となります。

平成30年度分の個別の保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

◆お問い合わせは、後期高齢・福祉医療課 ☎ 4111 内線312、☎ 0120へどうぞ。

平成30年度保険料の計算方法

$$\text{均等割 (加入者一人一人に等しく割り当てる額)} + \text{所得割 (加入者個人の所得に応じてかかる額)} = \text{1年間の保険料 (限度額62万円) ※100円未満は切り捨て}$$

均等割の軽減

- ・加入者と世帯主の所得の合計で判定します
- ・加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割額	
		平成30年度と31年度	平成28年度と29年度
33万円かつ世帯の加入者全員が所得0円（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	9割	5020円	4980円
33万円	8.5割	7530円	7471円
33万円+ (27万5000円×世帯の加入者数)	5割	2万5102円	2万4904円
33万円+ (50万円×世帯の加入者数)	2割	4万164円	3万9847円

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。ただし、国民健康保険、国民健康保険組合は除きます。

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割の軽減割合が5割（年額2万5102円）となります。

ただし、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割（年額5020円）、または8.5割（年額7530円）に該当することがあります。